

宮崎産業経営大学公的研究費 の運営及び管理に関する規程

制 定 平成 21 年 3 月 27 日
最終変更 令和 2 年 12 月 24 日

(目的)

第 1 条 この規程は、宮崎産業経営大学（以下「本学」という。）における公的研究費（国、地方公共団体及びこれらが所管する独立行政法人、その他の財団法人等から配分される競争的資金）の不正使用の防止を図ることを目的として、その運営及び管理に関する取扱いを定める。

2 公的研究費は公的資金であり、研究者にあつては、個人の発意で提案し採択された研究課題に対する資金であっても本学による管理が必要であることを、また、事務に携わる者にあつては、専門的能力を持って公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを常日頃から意識しなければならない。

3 本学における公的研究費の運営及び管理については、関係法令、当該研究費を配分する機関が定めた公的研究費の使用に関する規則及び本学の規程等（以下「法令等」という。）に定めるところによる。

(責任体系)

第 2 条 本学における公的研究費の運営及び管理を適正に行うため、次の者を置く。

(1)最高管理責任者 本学における公的研究費の運営及び管理について、最終責任を負う者であり、学長をもって充てる。

(2)統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の運営及び管理の実質的な責任と権限を持つ者であり、学部長をもって充てる。

(3)コンプライアンス推進責任者 統括責任者の指示の基内部統制の強化を図るためコンプライアンス教育の受講管理、公的研究費等の管理・執行のモニタリング・改善指導を担う者であり、学科長・大学事務局長をもって充てる。

(4)コンプライアンス推進副責任者 コンプライアンス推進責任者を補佐するため、必要に応じて、学科、事務局等の組織レベルで、コンプライアンス推進副責任者をおくことができる。

(最高管理責任者の役割)

第 3 条 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者の役割)

第 4 条 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を対策・実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者へ定期的に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第5条 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示のもと、次の事項をおこなう。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局等内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(不正防止計画の実施)

第6条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めるものとする。

(窓口の設置)

第7条 公的研究費に関する事務は、総務課が行うものとし、次の窓口を置く。

- (1) 相談窓口 事務処理手続き及び法令等について、学内外からの相談対応のため。
- (2) 検収窓口 発注・検収業務について、納品の事実確認を行うため。
- (3) 通報窓口 不正に関する本学内外からの告発等の通報受理のため。

(モニタリング及び監査)

第8条 不正防止のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査を次の各号に掲げる内容について実施するものとする。

- (1) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握・検証に関すること
- (2) 不正発生原因に対する改善策に関すること
- (3) 行動規範の策定等に関すること
- (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること

2 このほか必要に応じて大淀学園監事又は公認会計士との連携を図り監査を行うことができる。

(不正調査委員会)

第9条 不正に関する調査を行うため、本学内に最高責任者を委員長とする不正調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員長は、必要に応じて、その都度委員を任命する。

3 委員会は、本学及び大淀学園に属さない第三者(弁護士・公認会計士)を含むものとし、本学及び大淀学園、通報者、被通報者と利害関係を有しない者とする。

4 委員会は、調査結果、次の措置をとるものとする。

- (1) 不正を発生させる要因があると判断した場合は、研究者及び関係部署に改善指導を行う。
- (2) 不正行為と認定した場合は、学校法人大淀学園賞罰取扱規程の適用について、同規程第8条に規定する懲戒審査委員会に報告する。
- (3) 不正取引に関与した業者の報告

(業者への措置)

第10条 不正な取引を防止するため、業者にコンプライアンス遵守のため、次の内容の誓

約書の提出をもとめる。

- (1)「宮崎産業経営大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」及び「宮崎産業経営大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い」等を遵守し、研究活動におけるいかなる不正にも関与しないこと。
- (2)委員会調査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は協力すること。
- (3)不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議のないこと。
- (4)本学関係者から不正行為の依頼があった場合には、即座に通報すること。
- (5)規則に違反して不正を行った場合は、宮崎産業経営大学や配分機関からの処分及び法的な責任を負担すること。

2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置については、別に定める。
(証拠書類の保存及び開示)

第11条 公的研究費を適切に申請・運営・管理するための書類(以下「証拠書類」という。)については、補助事業終了後5年間保存する。

2 証拠書類について、開示を求められた場合は、必要に応じ開示する。
(研究データの保存及び開示)

第11条の2 研究者は、外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要とした各種データ(以下「研究データ」という)については、補助事業終了後5年間保存する。

2 研究者は、研究データの開示を求められた場合は、必要に応じ開示する。

3 研究者は、研究データを保存せずに、故意に破棄したり、不適切な管理により紛失してはならない。

(研究者の債務)

第11条の3 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修及び科目等を受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保しなければならない。

(内部監査)

第12条 公的研究費の内部監査は、年1回以上実施する。

2 内部監査は、学校法人大淀学園内部監査規程に定める内部監査員が行う。

3 内部監査は、監査計画書に基づき公的研究費の事務処理状況及び購入した備品等の実査を含む監査を行い、監査報告書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(文部科学省の調査への協力)

第13条 文部科学省が実施する調査には研究機関全体で協力する。

(規程の変更)

第14条 この規程を変更しようとするときは、大学協議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

この規程は、理事会が承認した日から施行する。

附 則

この規程は、理事会が承認した日から施行する。

附 則

この規程は、理事会が承認した日から施行し、平成 30 年 4 月 1 に遡って適用する。

附 則

この規程は、理事会が承認した日から施行する。